

令和4年度 第1回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和4年8月9日（火）

13：00～15：00

場所：吉塚合同庁舎 7階 特6会議室

（環境政策課：牧草企画広報監）

お待たせいたしました。定刻少々過ぎましたけれども、ただ今から令和4年度 第1回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

本日司会をさせていただきます、環境政策課 企画広報監 牧草と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。まず議事に入ります前に、環境部長の小磯より御挨拶申し上げます。

（環境部：小磯部長）

皆様、こんにちは。環境部長の小磯でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、本日は、お忙しい中、当環境審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本県の環境行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜っておりますことにも、厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、環境問題につきましては、国内外の状況は一層厳しさを増していると認識しております。まず気候につきましては、我が国でも気温40度を超えるという日が増えております。

そして毎年大雨による被害が発生をしてくれており、ヨーロッパにおいてもこれまでにない暑さを経験しているというふう聞いております。

そしてこういった気候変動、そして人間活動の影響によりまして、これまでの生態系が変化していく、こういったことによりまして、生物多様性についても様々な危機にさらされているところでございます。

また、よく報道等でお聞きいたしますが、プラスチックごみにつきましては、海洋環境への悪化を引き起こすということで、全世界的な問題となっておりますところでございます。

本県では、このような状況を踏まえまして、今年3月に県の環境分野の施策大綱でございます、福岡県環境総合ビジョン、地球温暖化対策実行計画、そして生物多様性戦略等の計画を策定したところでございます。

これらの計画の策定に当たりましては、委員の皆様から貴重な御意見を賜りました。このことにつきましても、重ねてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さらに、本県におきましては、人と動物の健康、環境の健全性は一つであるという、ワンヘルスの取組も現在進めているところでございます。

今後も先ほど申しあげました計画に掲げた施策の実施など、環境問題の取組を一層進めてまいりますので、引き継ぎ委員の皆様から御指導等賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会では、事前に御案内をさせていただきましたとおり、諮問事項が3件、部会決議報告6件、その他の報告3件がございます。

いずれも本県の環境行政における重要事項でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。どうぞ本日は、よろしく願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

ありがとうございます。ここで事務局から、御報告申し上げます。本日は、新型コロナウイルス感染症、感染防止の一環としてウェブによる参加についても、出席といたしております。

会長及び委員 36 名中ウェブも含めまして、29 名のご参加をいただいておりますので、半数以上のご出席ということになります。従いまして、福岡県環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定により会が成立していることを御報告申し上げます。

なお前回の審議会以降 1 名の委員が交代されております。新たに御就任いただきましたのは、九州経済産業局資源エネルギー環境部長 毛利智徳委員でございます。

(毛利委員)

毛利智徳でございます。よろしく願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

ありがとうございます。また、本日、野村委員、森下委員、春藤委員につきましては代理にて、九州農政局生産部生産技術環境課課長補佐 後藤様、九州地方整備局企画部環境調整官 大榎様、第 7 管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長補佐 鮫島様に御出席いただいております。

続きまして、本日出席いたしております、福岡県環境部及び関係課職員の紹介をさせていただきます。まず先ほどご挨拶をいたしました、環境部部長の小磯でございます。

(環境部：小磯部長)

小磯です。よろしく願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

続きまして、環境政策課長の中垣でございます。

(環境政策課：中垣課長)

中垣です。よろしく願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

続きまして、環境保全課長の吉川でございます。

(環境保全課：吉川課長)

吉川です。どうぞよろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

続きまして、循環型社会推進課長の高橋でございます。

(循環型社会推進課：高橋課長)

高橋です。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

続きまして、廃棄物対策課長の船津でございます。

(廃棄物対策課：船津課長)

船津です。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

続きまして、監視指導課長の帆足でございます。

(監視指導課：帆足課長)

帆足です。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

続きまして、自然環境課長の新でございます。

(自然環境課：新課長)

新でございます。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

次に、農林水産部農山漁村振興課課長補佐の江口でございます。

(農山漁村振興：江口課長補佐)

江口と申します。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

最後に、農林水産部食の安全・地産地消課長の前田でございます。

(食の安全・地産地消課：前田課長)

前田です。よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

それでは、本日使用致します資料の確認をお願いいたします。

お手元の配布資料及び事前に郵送でお配りをしております資料につきましては資料リストにお示しをしている通りです。

なお、6月30日付の開催通知からは、諮問事項が1つ増えております。

また、報告事項の順序を変更しております。事前に送付した資料は、変更後の物を送付しておりますので御了承ください。

資料の不足等がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。

それでは、会議につきましては、福岡県環境審議会条例第5条第1項により、会長が議長となることが規定されております。これに基づきまして、これからの議事につきましては、浅野会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

はい。それでは環境審議会を始めたいと思います。まず、例によって前回の会議以降の国の環境政策の動向を、簡単に御紹介します。

6月15日に終了いたしました第208通常国会で環境省から2つ法律が出され、それがいずれも可決されております。一つは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正でした。これはとりわけヒアリ等の問題についてです。今までヒアリは我が国に入っていないように、港でコンテナなどを調べて消毒をするということをやっているのですが、なかなか荷主さんの同意がないと強制的に開けることができないということがありまして、港で完全にヒアリのやっつけることができないから、内陸のターミナルまでコンテナが運ばれてそこでコンテナを開けた時にヒアリが出てくるというようなことも起こってしまいました。これはやっぱり、コンテナの殺菌を荷主の同意なしにできるというルールがなかったものだから、港湾管理者も協力できないという問題がありましたので、今回、法改正をして、そういう点もちゃんと対処できるようすることなどが決まりました。

それから、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されました。これは財源措置を講じることによって、脱炭素化の支援の強化ができるようにということで新たに制度化のための手法を作りまして、そこで国からの出資をして融資のための法人を作り、脱炭素化に資する事業に対する資金供給その他の支援を強化しようということになり、そのための法改正が行われました。

それ以外に、経産省がお出しになった法律ですが、環境政策の観点からも重要な改正だと思われまますが、省エネ法や、エネルギー供給構造の高度化法と略称されている法律があるのですが、それらが大きく改正されました。特に省エネ法の改正は、これまで省エネという

場合には、化石燃料によるエネルギーを対象にしていたのですが、今回の法改正で非化石エネルギーによるエネルギーも省エネ対象になり、全体としてのエネルギーの使用を下げるという取組に舵を切り替えるということになりました。

更にこれまでの省エネ方法はですね、皆があんまり電気を使わない時に、できるだけ電気を使ってください。それで電力供給のバランスが取れるという規定がありました。それをもっと進めて、電力需要全体を最適化するというので、これも大きく考え方を変えまして、とにかく使わないときは、しっかり使っていないけども、そうでないときは使わないということができるように、大きく改正が行われました。ですから、本当の意味での省エネ法に変わった、ということになりました。

更に、エネルギー供給構造の高度化の法律の中に CO2 の回収と貯蔵といったような手法も位置付けられました。今後は CO2 をどうしても出すエネルギー供給手法を行うためには、CO2 回収をするといったことを積極的にやっていないといけないということが、法律の中にも位置付けられたということになります。

それから、電気事業法も変わりました、大型の蓄電器に電気を貯めて、それを必要な時に供給するという事業については、発電所に準ずるものとするという改正が行われました。またさらに発電所の設備を廃止する場合、これまでは事後報告で良かったのですが、事前の届出をさせることによって、本当に緊急時にどのくらいこの国で電気を供給できるかということ国の方でしっかり把握ができるようにしようということでこういった観点からの改正もされました。

さらにまた国交省関係でいいますと、建築物省エネ法というのが前からあったのです。これは、ある程度大きな規模の建築物についてだけ省エネルギー化していたのですが、その規模要件をもっと下げまして、建物を建てる時には省エネでないとできません、ということになりました。

それ以外更に航空法とか空港法が改正されまして、飛行機の運行や空港管理などについても省エネ、脱炭素をしっかりと出していくということが法律で決められましたので、空港管理等に関しましても、かなり今まで以上に脱炭素への取組を考えていけないことになります。聞くところによれば、福岡空港もできれば空いている土地に太陽光パネルを並べるといようなこともやらないといけない、検討しておられるとのことでした。

こういったような、多くの法改正によって脱炭素に向けての取組を一層行うことが、国の法律の中でも具体化されてきております。こういう早い動きも踏まえながら、今後の県の環境行政を考えていかなければいけない、こういうことだろうと思います。

それでは、今日は、諮問事項が何件かございますので、まず、知事からの諮問事項について審議したいと思います。

最初は、「地球温暖化対策推進に関する法律に規定する促進区域に関する福岡県基準の設定について」です。これは、昨年改正されました地球温暖化推進法の改正により、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を積極的に促進できる区域を市町村の地方公共団体実行計画に入れてもらうことが決まりまして、今年の4月からこの改正が施行されてお

ますけども、その区域をどのように指定すればよいのかについての、県としての基準づくりが必要でございますので、この件について、県から当審議会に諮問が行われております。

この件に関して、事務局から説明をいただきます。

(環境保全課：吉川課長)

環境保全課の方から、御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。資料1の方を御覧ください。1枚めくっていただきますと、県環境審議会の諮問分の写しを添付しております。

もう1枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。これ以降の資料に沿って、諮問事項である地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する促進区域に関する福岡県基準の設定について、御説明したいと思います。

まず、促進区域に関する福岡県基準の設定の必要性についてでございます。

本年4月に改正温対法が施行され、市町村は地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の促進事業、いわゆる地域脱炭素化促進事業の推進するにあたり、その対象となる促進区域を定めるよう努めることとされたところでございます。

また、その設定に当たっては、国及び県による基準も踏まえることとされております。

全国一律の国の基準につきましては、本年4月に環境省令で促進区域から除外すべき区域及び市町村が、保持すべき区域事項として示されたことから、それに上乗せ、横出しして地域の実情に応じた環境保全への適正な配慮を決めるための県の基準を定めるため、今回県環境審議会に諮問させていただいたところでございます。

市町村においては、国及び県の基準を踏まえて促進区域を設定することになりますが、本県のいくつかの市町村では、既に設定の意向は示されており、その設定が円滑になされるよう、県基準を速やかに定める必要があります。1ページの下の方の四角枠に囲った部分は参考として改正が行われた後での、促進区域に係る条例についてその概要を記載しております。

2ページを御覧ください。促進区域に関する県の基準についてでございます。まず対象施設としては、地域脱炭素化、地域脱炭素促進施設として再生可能エネルギー発電施設と熱供給施設がありますが、市町村の今後の事業可能性を考慮し、太陽光、風力、バイオマスこの3つの発電施設を対象にしたいと考えております。それ以外の施設につきましては、必要に応じて改めて検討していきたいと考えております。

次に設定項目についてです。設定項目としましては、3つあり、1つ目が促進区域に含めることが適切でない区域について、2つ目が、市町村が促進区域を定めるにあたり、考慮する事項と、その考え方、そのために収集すべき情報とその収集方法について、3つ目に地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示、例えば環境教育の活用や売電収益の地域還元型などについて設定したいと考えております。

また、促進区域に係る例示としましては、国及び県の基準において想定される場所について必要に応じて、例示したいと考えております。

最後に今後のスケジュールですが、本日諮問と共に専門委員会を設定していただきまして、

9月から来年1月にかけて、2回から3回程度専門委員会を開催し、御審議いただくと共に、市町村への意見照会、並びにパブリックコメントを実施したいと考えております。その後1月に環境審議会を開催し、専門委員会からの報告の後、答申案について御審議いただき、答申の決定をいただいた上で、第2次福岡県地球温暖化対策実行計画の別冊として、県基準を作成し、来年3月に計画の改正を行いたいと考えております。

次の3ページ以降につきましては、環境省令で定められた、国の基準と、県における環境配慮事項を参考としてお示ししておりますので、後程御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

(浅野会長)

ありがとうございました。ただ今この諮問についての、御説明をいただきましたが、ご理解いただけましたでしょうか。ウェブで参加の委員の方々、音声ちゃんと届いておりますでしょうか。大丈夫ですか。何か御質問のおありの方、挙手をお願いします。いかがでしょうか。はい。柳瀬委員どうぞ

(柳瀬委員)

これから、審議に入るといことですので、その審議結果を期待したと思うのですが、例えば風力発電が何本も立つと、そのうち環境の影響みたいなものがある気がしますけども、そういう時の、数量的な設定とかそういうのもされるのか、どうかです。

実は、熊本のアセス委員会に参加しており、天草から人吉までで、風力発電が130本くらい計画されており、多すぎるのかなと思っておりますが、そういう数量的な問題とか、あるいはアセス委員会でそれぞれの事業者が作っていくのですが、3社4社5社が同じ地域に作っていくと、それぞれの事業ごとのアセスとしては問題ないのですが、トータルとしては、もしかしたら問題が起きるのではないかなと思ったものですから、もしよろしければそういうことも議論していただければと考えます。以上です。

(浅野会長)

はい。要望ということでよいかと思いますが、確かに今回はアセスをやる訳じゃなくて、言ってみれば戦略アセスのような考え方が背景にあると言っているのですが、法律で言っているのは、立地を促進できるのは、どういう箇所かということをはッキリさせてくれということですから、あまり定量的にこれ以上はダメですということまでを定めることは制度的には考えづらい。ただ、配慮しなきゃいけないということがあるというのは事実だから、影響についても考えてくれということとは言えると思いますけども、定量的にこれ以上のものは駄目であるということを示すということまでは、制度的には想定されていないと思います。

(柳瀬委員)

はい。ありがとうございました。

(浅野会長)

他に御質問は。はい、糸井委員。

(糸井委員)

この対象施設として、発電施設を取り上げられているのですが参考の下に書いてある四角の中に、再生可能エネルギー、熱供給施設とあるのですが、これは福岡県としては、どういう地域を設定するとは考えておられるのでしょうか。

(浅野会長)

この件に関しては、まだ具体的に本県でこれを立地するということは想定できないと考えて、とりあえずは発電施設についての県としての基準を決めたいということだろうと思いますが、具体的に熱供給施設を作りたいというような動きがもしでてくれば、検討の途中でも分かれば、次の課題になるだろうと思います。

(糸井委員)

例えば福岡市は、ももち地区で熱供給施設、海水温度差の活用をされた施設ですね。ああいう形でも、熱供給ができるので、出来ることを期待しております。

(浅野会長)

おっしゃるように、ああいうような施設を利用することは望ましいとは思いますが。ウェブの委員の方で何か発言のあるかたいらっしゃいますか。挙手マークを押して、お手を挙げていただくか、あるいは手を挙げて、私にわかるようにしていただければ。はいどうぞ。川崎委員。

(川崎委員)

川崎です。この今回の諮問の分はあくまでも市町村において、促進区域を設定するための基準の設定ということなののでしょうか。県が出した基準を出しますよ。そのための諮問ではなくて、市町村に促進区域を設定する時の基準を示すという、そのための会議でしょうか。

(浅野会長)

要するに、基準そのものは県が決めますが、その基準を見て実際に区域設定をするということをご検討になるのは市町村。市町村が、それぞれの協議会に諮って区域設定をしようと思うときには、国の定める基準と、県の定める基準を参考にしなさいということになっていますから、それに役に立つように県としての基準を示すということです。

(川崎委員)

はい。了解しました。

(浅野会長)

他に御質問ございますか。よろしゅうございましょうか。それでは、この事項について事務局から説明いたしました。専門性が高いということもございますので、専門的知識を持っておられる方々で専門委員会を作り、そこで議論を行ったうえで、その審議の結果を審議会に報告をしてそこで決定をいただくことがいだろうと考えております。そこでこの件に関しては、県の審議会の運営規程の第6条に基づいて、専門委員会を設置したいと考えておりますが、よろしゅうございましょうか。御意見はございませんか。

ございませんようです。

それでは、専門委員会を設置させていただくことについて御了承いただきました。

専門委員会の委員に関しましては、運営規程によりますと、私が指名をすることになっておりますので、この場で指名をさせていただきます。まず北九州大学名誉教授の伊藤委員にお願いしたい。それから、野鳥の会北九州支部長の川崎委員、本日ご欠席ですが、福岡県弁護士会の後藤委員この3方を当審議会の委員から専門委員としてご指名を申し上げます。その他、外部の有識者として、北九州市立自然史歴史博物館名誉会員でいらっしやる馬場稔さん、それから、九州環境管理協会環境保全課長の村橋さん、このお2方にも加わっていただき、私も委員として加わり、合わせて私が委員長を務めるということで、委員会を発足したいと思います。

以上のような専門委員の指名について御了承いただけますでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それではそのように取り計らうことといたします。

では次に、諮問の2番目でございますが、帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について、この件について、事務局から御説明をいたします。よろしく申し上げます。

(自然環境課：新課長)

自然環境課でございます。資料2の諮問事項、帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について御説明いたします。

表紙の1ページをおめくりいただきまして、諮問書でございます。本件は諮問書の2の諮問理由に記載しておりますとおり鳥獣保護管理法第29条第1項に基づきまして、現在、鳥獣保護区特別保護地区に指定しております、帆柱山地区につきまして本年11月14日をもって指定期間が満了することから、再度指定を行うため本会の意見をお伺いするものでございます。

指定の内容について御説明します。1ページおめくりいただきまして、資料1ページでございます。上の四角で囲んでおります、沿革でございます。当該地区、昭和32年に3600ha

を禁猟区に設定しまして、昭和 37 年に禁猟区 3600ha を保護区に変更しまして、昭和 38 年の法改正によりまして、従来の禁猟区を鳥獣保護区へ、鳥獣保護区を特別保護地区へ移行しております。昭和 57 年に畑貯水池一帯、河内貯水池一帯、皿倉山、権現山、帆柱山、尺岳、金剛山一帯、1074ha を特別保護地区に設定しまして、10 年ごとに更新し、現在に至っているところでございます。この所在地につきましては、資料 7 ページ、8 ページに地図を載せております。赤い枠囲みしてあるところが、特別保護地区でございます。

2 ページにお戻りください。当該地区内には 1 - (4) のとおり、様々な野生鳥獣の生息が確認されております。また、4 ページの (6) でございますが、指定の理由にありますように、皿倉山、尺岳地区では、生息する鳥類の種類数、生息密度が安定して高く、鳥獣の良好な生息地となっております。また、両地区を南北に結ぶ稜線の上については、シイ・カシ二次林の広葉樹林帯があり、渡り鳥の目標として重要な区域となっております。さらに 2 つの貯水池とその後背地の広葉樹林を含む森林一帯は鳥獣の水場、餌場として重要な区域となっております。以上のとおり、当該区域は森林に生息する鳥獣に重要な地域でございますので、今後も引き続き特別保護地区に指定し、鳥類及びその繁殖地の保護を図ってまいりたいと考えております。指定の期間につきましては、令和 14 年 11 月 14 日までの 10 年間としております。

4 ページを御覧ください。2 及び 3 に記載しておりますとおり、本案につきましては諮問に先立ちまして、県民に公告、縦覧を行うとともに北九州市及び関係農業協同組合等の利害関係者に対する意見照会を行っておりますが、意見書等の提出、異議の申立て等はございませんでした。なお、6 ページでは、特別保護地区等に関する制度や規制の内容等を記載しております。また、9 ページ以降では、帆柱山の現況写真等を参考にお示ししております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(浅野会長)

ありがとうございました。帆柱山鳥獣保護区の特別保護地区の指定について、この件について御質問、御意見がございますでしょうか。

特に御意見がございませんようでしたら、この件の取扱いについてお諮りいたします。

この件は専門性が高い案件でございますので、公園鳥獣部会でこの諮問について御審議いただき、その審議の結果につきましては、審議会条例第 6 条 5 項の規定に、部会決議をもって当審議会総会の決議に代えるものとする事ができる事が決められておりますので、従来と同様に、この件についても公園鳥獣部会の決議をもって審議会総会での決議と同等の扱いとしたいと思っております。

先程の専門委員会を設置して検討いたしますと言いました県の基準づくりについては専門委員会の審議ののち、本会に報告して、そこで皆さんの御意見を伺った上で、最終的な答申ということになりますが、この諮問につきましては、部会の決議をもって最終決定にするということでございます。何か御質問御意見ございませんでしょうか。

このような取り扱いを従来どおり取り扱うことについて御異議ございませんか。

それでは、御異議ないものと承りますので、この件については、そのように取扱いをさせていただくことにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、3番目の諮問事項でございますが、温暖化対策推進に関する法律が変わりましたので、県のアセス条例についての改正をする必要がでてまいりました。そこでこの件についても、本日この審議会にお諮りしたいことになります。事務局からこの件についての説明をお願いします。

(自然環境課：新課長)

自然環境課でございます。座って説明させていただきます。地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う福岡県環境影響評価条例の改正について御説明を申し上げます。

まず諮問の内容についてでございます。1枚おめくりいただきまして、諮問書でございます。諮問事項でございますが、福岡県環境影響評価条例の改正でございます。

2の諮問理由でございますが、本県では、環境影響評価法、アセス法と略しておりますけれども、アセス法が施行されました後、その年の12月に福岡県環境影響評価条例を施行するなど、法と条例の一体的な運用によりまして、環境影響評価制度を実施してきたところでございます。昨年、地球温暖化対策推進に関する法律で、いわゆる改正温対法でございますが、その改正におきまして、アセス法の特例が規定されたところでございます。具体的には、一定の条件を満たす地域脱炭素化促進施設、例えば太陽光発電施設などがございますけれども、この施設の整備につきましては、アセス法に基づいて計画段階で行います、環境配慮書に係る手続、略しまして配慮書手続を、こちらの規定を適用しないと、この手続をしなくてもいいこととされたところであります。その改正を本年4月1日から施行されているところでございます。つきましては、本県における環境影響評価制度が法と条例の一体的な運用により形成されていることに鑑みまして、福岡県環境影響評価条例についても改正されました温対法と同様に配慮書手続の適用除外規定を追加することにつきまして、今回の意見を求めるものでございます。

環境影響評価制度における配慮書について若干御説明させていただきます。

この資料2の、最後のページでございます。右肩に参考資料に書いておりますけれども、環境影響評価法と環境影響評価条例の手続ですね。フロー図を掲載しているところでございます。参考資料でございます。

事業を実施する前に、法、条例ともに4つの段階がございます。法と条例で若干呼び方が違うと思いますが、法と条例と同じように、同じような段階を踏みまして環境影響評価を進めているところでございます。今回は、環境影響評価条例の一番上です。計画段階環境配慮書でございます。この計画段階環境配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業を実施しようとする者が事業の位置、規模等の計画検討段階におきまして、環境保全のために適正な環境配慮をしなければならない事項につきまして、検討を行い、その結果を取りまとめた図書でございます。これを公表しまして、地域や住民、市町村長に意見を聴くこと、これが配慮書の手続でございます。

この配慮書の手続の省略に関して御説明をさせていただきます。ページは戻りまして、諮問書の次のページ、右肩に別紙と書かれたものでございます。諮問書の次のページ、右肩別紙です。上から、○3つ。1つ目から3つ目まで、改正温対法について記載しております。

1つ目は、市町村は、温室効果ガスの排出量削減のための地方公共団体実行計画に、地域の再生可能エネルギーを活用しました、脱炭素化を促進する事業、これを地域脱炭素化促進事業と言いますけれども、この事業に係る促進区域や地域の環境の保全のために、取組等定めるよう努めることとされたところでございます。

2つ目の○でございます。都道府県は、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができるとされています。

3つ目の○でございますが、市町村から地方公共団体実行計画に適合していること等の認定を受けました、地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業につきましては、関係法令の手続のワンストップ化等の特例を受けられることとされております。この特例の1つとしまして、事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続、いわゆる配慮書手続の省略が定められたというものでございます。

4つ目の○でございます。環境影響評価法の配慮書手続において検討すべき配慮事項が法に基づく都道府県基準及び市町村における促進区域の設定に当たっての検討過程において検討されることが担保されていることに鑑みまして、地域脱炭素化促進事業の促進の観点から重複する検討を事業者に課さないという趣旨でございます。

最後の○でございます。この趣旨を踏まえまして、福岡県環境影響評価条例におきましても、市町村から認定を受けた事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備について、配慮書手続の適用を除外する規定を追加するというものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(浅野会長)

この件につきましては、先程ご承認いただきました、専門委員会を作って検討しようとしている県の基準のお話と関係が全くないわけではないですね。基準ができましたら、それらを見ながら市町村の地方公共団体実行計画の中に促進区域が設定されることとなりましたら、その促進区域の中で計画される、例えば太陽光発電とか、風力発電とか、いわゆる施設については環境影響評価法の手続を行う際の一番最初の配慮書手続を省略してよろしいということが、今回の法改正で決まったことです。

そこで条例が適用される規模の施設についても同様の扱いをする必要があるということになりそうでございますので、ここで条例では調査計画書というふうに読んでいるのが国の法律の方法書に該当するもの、資料のフロー図で御覧いただいたら分かりやすくなりますので。それと同じようになるように、この市町村の促進区域の中で市町村が認定するというのを言ってくれた部分に関しては、県条例でも、計画段階環境配慮書の作成は省略してよろしいと、このように法改正をしたい、条例改正をしたいというのが、この県からの諮問ということになります。

この件につきまして、お諮りしたいと思いますが、御意見御質問ございましたら挙手をお願いいたします。

趣旨はお分かりいただけましたでしょうか。いかがでございましょうか。

(伊藤委員)

環境アセスをすべき、例えば風力発電など、アセス法の対象になるのでしょうかけれども、県の環境影響評価条例というのは、それに関わらないような案件に対して、こういう方法を適用するということなのでしょうか。

(浅野会長)

国の法律で環境影響評価の対象とするといっている規模より小さいもので、それでも一定以上の規模のものについては、県条例で県のアセス手続をしてもらえということなのですね。今回特に問題なのは国のアセスの方の対象となる風力発電所の規模が随分大きくなってしまいました。

しかし、県の方はそれに合わせて規模を大きくすることはやっていませんので、今まで以上に県条例での関係する施設が増えるということになります。

よろしゅうございますか。

諮問の趣旨をご理解いただけたと思いますので、この件につきましては、本日皆さんの御異議がなければこのように条例改正を行うことについて当審議会において異論がないという旨の方針を県知事に対して行いたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

特に委員の皆様方から御異議がないようでございしますので、今私が申しましたように、この諮問事項についてはそのように取り扱われることについて、当審議会としては異議がないということについて、県知事に具申したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日諮問を受けました3件については、1件目については専門委員会を設置して諮問し、その結果を当審議会でもう一度審議する、2件目については、公園鳥獣部会にお諮りをし、そこで決定いただいたものを答申とする。3番目の諮問事項については、本日この審議会において原案どおり答申することを決定した。

このような扱いにいたします。

どうもありがとうございます。

それでは続きまして、部会でお諮りをし、御検討いただいた内容についての御報告をいただくということでございます。6件ございますが、まず令和4年度の水質測定計画の策定について、伊藤水質部会長から御説明いたします。よろしくお願いたします。

(伊藤水質部会長)

それでは、説明させていただきます。お手元の資料4を御覧ください。令和4年度水質測定計画の策定につきまして御報告いたします。水質測定計画とは、県内の河川や海域などの

公共用水域及び、地下水などの水質測定について、国の機関や市町村と共に統一的な視点から総合的に実施するため、水質汚濁防止法第 16 条に基づき県が例年策定しているものでございます。本年度の水質測定計画の策定につきましては、令和 4 年 1 月 19 日書面開催の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け 2 月 3 日にオンライン開催しました水質部会におきまして、審議を行いました。審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、その後答申の手続がとられ、会議資料のとおり、同年 2 月 21 日に答申がなされております。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございました。部会長から御説明があった通り、県内で行われる公共用水域の水質測定についてはバラバラではできないということで、県が全体を取りまとめるということで、このような経緯となりました。例年どおりの審議内容と思いますが、ただ今、部会長から部会で異論はないと議論がでて答申されましたので、御報告なされました。

御質問御意見がございますか。

よろしゅうございましょうか。

では、この件については報告書のとおり御了承いただいたということにさせていただきます。

続きまして、瀬戸内海における総量削減計画についてこれについても同じく伊藤水質部会長から御報告いただきます。

(伊藤水質部会長)

それでは、御説明させていただきます。お手元の資料 5 を御覧ください。

瀬戸内海における総量削減計画につきまして御報告いたします。瀬戸内海における総量削減計画についてでございますけれども、令和 4 年 1 月 19 日書面開催の環境審議会において水質部会への付託を受け 4 月 14 日に開催しました水質部会において審議を行いました。

瀬戸内海における水質総量削減は、昭和 54 年以来、これまで 8 次に渡って実施されておりますけれども、本年の 1 月、国において第 9 次水質総量削減に係る基本方針が策定されましたので、この基本方針に基づき県における総量削減計画を定めるものであります。審議の結果事務局案から文言を一部修正して、答申をパワーアップし、県民意見募集いわゆるパブリックコメントを実施し意見がなかった場合は、答申各案を答申とする旨の決議を行いました。

その後、5 月 13 日から 5 月 27 日までの間、県民意見募集を実施し、意見がありませんでしたので、6 月 7 日に会議資料のとおり、別添のとおり決定されることが適当である旨の答申がなされております。なお、県におきましては、この答申を受け水質汚濁法の規定に基づく、関係市町村、環境大臣との協議を行っていると聞いております。以上で水質部会の報告を終わります。

(浅野会長)

ありがとうございました。これは瀬戸内海の総量削減計画の改訂になりますので、これについて御審議いただいたということになります。

何か御質問はございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、特に御質問、御意見ございませんようでしたら、この件についても報告を了承したということでもよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、3議案目ではございますが、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第4条に基づく対策地域の指定の解除について」ということで、これについても伊藤水質部会長から御報告をいたします。よろしくお願ひいたします。

(伊藤水質部会長)

それでは、説明させていただきます。お手元の資料6を御覧ください。「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第4条に基づく対策地域の指定の解除について」につきまして御報告いたします。本議事は、農用地の汚染防止等に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定されました、大牟田地区のカドミウムによる農用地土壌汚染対策地域について指定要件が解消されたことにより、同法第4条第1項に基づき指定解除を行うものでございます。本議事につきましては、令和4年1月19日開催の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け2月3日に開催しました水質部会において審議を行いました。水質部会では、環境審議会において指摘のありました玄米及び米という文言を整理した上で審議をいただきました。

審議の結果、別紙のとおり答申する旨の決議を行い、その後、答申の手続がとられ、会議資料のとおり当年2月21日に知事に答申が出されております。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございました。大牟田のカドミウム汚染の農地について、農用地の土壌の汚染防止等に関する指定を解除について、協議を行いその答申を御報告いただきました。

それでは、ただ今の部会長の御報告につきまして、御質問、御意見がないでしょうか。よろしゅうございましょうか。特段の御質問、御意見ないようでございます。この件についても部会報告を了承したということにさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

次は「温泉法に基づく土地の掘削の許可申請について」でございます。この件につきまして、糸井温泉部会長から御報告させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(糸井温泉部会長)

温泉部会長の糸井です。温泉部会の審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。お手元の資料7を御覧ください。

なお、個別の方に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。したがって傍聴者の方々への配布資料につきましては申請件数と審議の結果のみの記載に変えさせていただきます。委員の皆様もお配りした資料につきましても、取扱いには御注意いただきますよう、お願いいたします。

では、1ページ目を御覧ください。令和4年1月24日に諮問がなされ、会長から付託されました土地の掘削の許可申請3件につきまして、同年2月25日に温泉部会を開催し、審議いたしました。2ページを御覧ください。審議の結果許可の支障なしと決議いたしており、それに基づき同年3月11日答申がなされております。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございました。ただ今の温泉部会長からの御説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

では、この件についても御了承いただけたことといたします。

続きまして、「第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について」伊澤公園鳥獣部会長から御説明をいただきます。

(伊澤公園鳥獣部会長)

公園鳥獣部会長の伊澤でございます。「第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について」御報告いたします。

資料は8を御覧ください。本件につきましては、去る1月19日に開催されました福岡県環境審議会において審議が当部会に付託されましたので、2月1日に公園鳥獣部会を開催し、審議を行いました。第13次鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護管理法に基づき、国の指針に即して令和4年から5年間における鳥獣保護管理事業に向けて計画しております。本計画中に指定期間が満了となる鳥獣保護区等について、原則として更新または再指定を行うこととしました。

また、国側の支援の見直しに伴い、野生鳥獣に関する感染症への対応及び具申した内容となっております。計画の概要については、3ページ以降を御覧ください。5ページの方に感染症に対する対応策を書いております。審議の結果、諮問のとおり審議会答申案とすることが了承され、2月8日から21日まで県民意見募集を実施しましたが、特に意見も提示されませんでしたので、2ページ答申書の写しのとおり3月3日付で答申しております。御審議をお願いします。

(浅野会長)

ありがとうございました。鳥獣保護管理事業計画について 公園鳥獣部会に御審議いただいたということでございました。

この件につきまして御質問ございませんでしょうか。これから5年間の鳥獣保護管理事業計画の概要でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特に御質問はないようでございますので、この件につきましても報告のとおり御了承いただいたことといたします。

もう1件ございます。第二種の特定期間管理計画イノシシについては第7期、シカについては第6期、これについても、伊澤公園鳥獣部会長から御説明いたします。

(伊澤公園鳥獣部会長)

はい。それでは、福岡県第二種特定鳥獣のイノシシ管理計画第7期、同様にシカの管理計画第6期の策定について御報告いたします。

資料は9を御覧ください。これも前の議案と同時に付託され、2月1日に公園鳥獣部会を開催して審議を行いました。

第二種特定鳥獣管理計画は、鳥獣保護管理法に基づき生息数が著しく増加または、生息地の範囲が拡大している等の種について、管理を図るために計画されたものです。福岡県では、イノシシやシカによる農林産物の被害が県全体に拡大している状況にあります。農林産物の被害、それから人的被害の防止を図ることを目的とした内容になっております。計画の概要につきましては、3ページがイノシシ、4ページがシカとなっております。策定に当たり令和3年12月21日から令和4年1月12日まで県民意見募集を実施しましたが、特に意見は提出されませんでした。また審議の結果、諮問案のとおり、答申案にすることが了承されましたので、2ページにもお示ししました答申書の写しのとおり、3月3日付で答申しております。以上です。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

ありがとうございました。ただ今、部会での審議についてお伺いしました。以前の法律では、保護計画という名前でありましたが、とは言いながら実際には多いものの数を減らすために捕獲をするという制度は、どうも保護計画という名前ではおかしいなと思っていたのですが、法改正を行いまして個数調整のためのさまざまな施策は、管理計画ということになりましたので、現在ではこの計画の名称はかなりすっきりしたということになります。いずれにしても、イノシシ、シカについては、数が多すぎるということがございますので、計画に沿って個数管理はしっかり行なわれる必要があるということになると思います。

御質問、御意見がございませうでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、段御質問が無いようでございますので、この件についても御了承いただいたと

いうことにさせていただきたいと思います。

それでは、審議会の部会で御審議いただきました件については、いずれも審議会で了承したということにさせていただきたいと思いますが、続きましてその他の報告に移りたいと思います。

(環境保全課：吉川課長)

環境保全課でございます。資料 10 をお願いいたします。福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況につきまして、資料に沿って御説明いたします。

2枚めくっていただきまして、スライドの番号で4番、2ページ目の裏になろうかと思いますが、こちらの方を御覧ください。

温室効果ガスの排出量の推移というスライドになっております。本県におけます温室効果ガス排出量の推移を示しているところですが、最新のデータである 2019 年度の排出量は 4630 万トン二酸化炭素換算であり、前年度比 3%減、基準年 2013 年度比 25.2%減となっております。

続きまして、次ページのスライド 5 を御覧ください。本県の二酸化炭素排出量の部門別構成を示しております。全国でも割合と比較して、産業部門及び工業プロセス部門の割合が高く全体の 5割強を占めております。

1枚めくっていただきまして、スライド 7 をお願いいたします。本県の家庭部門における二酸化炭素排出量の推移を示しております。2019 年度の排出量は、1 世帯当たり 1.95 t であり、前年度比 5.4%減、基準年度より 55.6%減となっております。

続きまして、次ページのスライド 9 を御覧ください。本県の業務部門における二酸化炭素排出量の推移を示しております。2019 年度の排出量は、事業所の床面積 1 m² 当たり 95.3 kg であり、前年度比 4.7%増、基準年度比 45.9%減となっております。さらに次のページのスライド 11 を御覧いただきたいと思います。本県の自動車部門における二酸化炭素排出量の推移を示しております。2019 年度の排出量は、1 台あたり 2.39 t であり前年度比 2.4%減、基準年度比 9.0%減となっております。その下のスライド 12 を御覧ください。本県の家庭部門及び業務部門における二酸化炭素排出量が減少しているのは、産業界自主行動計画による省エネ対応、車両本体の燃費改善、省エネ対応機器の増加等によりエネルギー消費原単位が減少したことが挙げられます。

次に 1枚めくっていただきまして、スライド 16 を御覧いただきたいと思います。こちらの方で、これまで県が取組んできた施策の進捗を施策体系ごとに示しているところですが、これ以降につきましては、詳細説明は割愛させていただきたいと思います。

最後にこの資料 14、一番最後のページになりますけれども、参考資料として配布させていただいております。本県では、今年 3 月に策定した福岡県地球温暖化対策実行計画（第二次）において、長期目標として 2050 年度までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すとともに中期目標として 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減するということを掲げております。目標達成のためには官民一体となってあらゆる分野で積極的に取り

組む必要があります。そのような中、7月25日に九州電力株式会社と地球温暖化対策に関する連携協議を締結しましたので、御報告をさせていただきます。本県としましては、この協定締結を機に九州電力との連携をこれまで以上に一層強め、2050年度のカーボンニュートラル実現に向けた取組を確立していきたいと考えております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。それでは、前年度まで県の地球温暖化対策実行計画の取組を説明いただきました。御質問なり御意見なりございましたら、お願いします。門上委員どうぞ。

(門上委員)

門上です。地球温暖化対応もしくは気候変動対応は、現在の環境保全では最も重要なことですが、それに対応した専門部会がありません。環境審議会も何十年も同じ内容なので、時代に即した専門部会を立ち上げて、地球温暖化対策については、専門部会で詳細に検討する必要があるのではないのでしょうか。その様な考えは県の方にはないのでしょうか。

(浅野会長)

はい。という質問でございますけど、事務局、いかがでございますでしょうか。

(環境保全課：吉川課長)

県庁内でも関係する方を集めて調整する機関を設定しておりますけれども、この環境審議会の方においては、まだそういったものを設置しておりませんので、そこについては、検討させていただきたいというふうに思っています。

(門上委員)

例えば、水質測定計画の中にダイオキシンが入っていない、ダイオキシンは水の環境基準になっているのですが。何十年前と何も変わらないような環境審議会では、やっぱりよくないのではないかと。時代とともに環境問題の中身は変わって行くわけですから、環境審議会の中身を変えていくというようなことを考えていただきたいというのが私の意見です。是非、積極的に環境に向かって福岡県はそういうことをやるっていうことは、是非そこは柔軟に前進的なご提案をしていただきたいなと思います。

(環境部：小磯部長)

御質問ありがとうございます。環境部長小磯です。今、課長の方から発言したことで、少し補足をさせていただきます。確かに温暖化対策、まさに喫緊の課題でございます。温暖化対策の場合、いわゆる環境分野ということでございますけれども、エネルギー分野であったり、

例えば太陽光もありますし、水素であったり、そういったもの、あるいは産業分野におけるものという形で、県の内部の組織で言えば、環境部門であったり、商工部門であったりと連携をしていく形が必要になってくると思います。そういった中で、環境審議会でどう言った議論ができるのか、どういう形にした方がより良くなるのかというのは、先程も申しましたように、ちょっとそういった広がりもどうして行けばいいのか、という課題もございますので、そういうところも踏まえて考えていきたいと思っております。

(浅野会長)

他に御意見、御質問ございませんか。はいどうぞ。井上眞理委員

(井上委員)

スライド番号 22 につきまして。低炭素型の都市・地球づくりの推進として、街なか低未利用地活用促進事業をとということで、令和3年度と4年度に1つずつ、補助していくということですが、他にも、他の項目では具体的にどういう内容についてですと書いてあるのですが、これはイメージがよく分かりません。空き地利用の真ん中のところに、国の新制度等を活用した空き地等の面的整備の実現に向けた取組に対して、県が支援すると。低炭素型都市の地域づくりの支援として、どういう推進支援なのでしょうか。具体的に何に支援されたかというのをお尋ねしています。

(浅野会長)

はい。分かりました。22 ページの 5-1 の (6) について、もう少し具体的な内容を説明いただきたいということですね。

(井上委員)

はい。お願いします。

(環境保全課：吉川課長)

こちらの方の事業ですけれども、すみません。私どもの方で全庁的な施策を取りまとめた方で書いておりますけれども、詳細がまだ把握できておりませんので改めて詳細を把握した上で、御説明させていただければと思います。

(浅野会長)

どの課がご担当かぐらいは、とりあえずお答えください。

(環境保全課：吉川課長)

部署としては、都市計画課の方でやっているもののようにございます。

(浅野会長)

都市計画課で担当して、この旨を書いたということでございますかね。以上の詳細については調べて回答いただきたいと思います。

(井上委員)

分かりました。どういう形で回答をいただけるのですか。この会議中もう少し時間がありますので、いただけるのは可能なのでしょうか。

(環境保全課：吉川課長)

改めてメール等でお知らせしたいと思います。

(井上委員)

はい。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

他に御質問ございませんか。はい。伊藤委員

(伊藤委員)

はい。伊藤です。4-1、4-2、7ページ8ページの所ですけども、家庭用のCO2排出量の推移ということで、かなり劇的に減っているように見えてしまっているのですよね。

量だけではエネルギー消費量ということで、これもかなり減っているように見えるのですが、多分、例の説明が書いていますけども、電力会社の方の排出係数が減っているというのが多分一番大きいのかなということで、これだけ見ると、実感としてあまり変わらないのになんか減っているということになってしまうと、一般家庭に伝わるメッセージとしては、何かよく分からないという感じになるのですよね。だから、電力会社が排出している以外で何を努力したらいいかなというのを見えるようにして、データ化してデータを開示していただくと、もっといいのかなと感じました。

(環境保全課：吉川課長)

分かりました。今、伊藤委員の御指摘のとおりですね、一番CO2排出量が減っている原因としては、排出係数の改善というのが一番大きいですけど、ここで計算に使っています排出係数については、基本的には九州電力のものを使っておりますので、原子力発電所の再稼働がどんどん減ってきているということで、現在は2基の原子力発電所が稼働中ということで、今後は原子力によってどんどん減っているというのではなくて、取組について出てくるところが見えてくるのではないかなというふうに考えております。

具体的には一般の家庭の課題に対する省エネの取組ということにつきましては、今のところエコファミリーですとか、そういったところでの取組で、啓蒙が中心という形にはなって

おりますけれども、また色々な取組についてですね、今回九州電力さんとの提携協定を締結させていただきましたので、色々な取組について、また評価していきたいというふうに考えております。

(浅野会長)

家庭のエネルギー消費量の推移というのは、両方出しているのは、電力の原単位の変動によって納得するということがあると思うのですが、それを防ぐためにエネルギー消費量ではどうかという資料も出しております。ですから、事業所の排出量を出していますが、エネルギー消費量で見ても下がっているのですよね。ですからそんなに差が、努力もなしに下がったというわけではなくてやはりエネルギー消費量の削減、電気がいいというのもいいし、スライド8について、下がったのは一体何でか、下がった理由が何であるかというのは分析出来ていない訳ですよ。この辺についてはもう少し丁寧に説明する余地があると思います。

(環境保全課：吉川課長)

はい。その辺の影響について改めて精査したいと思います。一番、一般家庭に影響が出ていると言っているのが、気候の影響ですね。夏は暑いとか冬は寒いとかそういったところで、電力消費量がどうしても変化しているというのものもあるかと思うのですけども。

実際に先程の12ページの方で話をさせていただきましたけれども、具体的に各家庭が色々省エネの機器に買い換えてあるとか、LEDに買い替えているとか、そういったことも進んでおりますので、ちょっとずつエネルギーの消費削減が進んでいる状況だと思っております。

(浅野会長)

LEDへの切替のところは、全国で調べられているデータによれば、ずいぶん切り替えが進んでいることが明らかになっています。福岡県独自で調べていないかもしれませんが、かなり進んでいると考えていいのではないのでしょうか。それと、何年か前まではLEDに取り換えたら、ボーナスもらえるみたいなのがありましたね。あれも結構効果出たと思うし、それから実際には、白熱球そのものを作って売らないという、買いたくても買えないからというものもあるでしょう。それでLEDに買い換えることが進んだ。気候要因と今のような省エネ機器の導入によって成果が出たと思われま。こういったことをもう少し丁寧に説明していく必要があるとの御指摘がありました。

(柳瀬委員)

補足させていただいてもよろしいでしょうか。

(浅野会長)

はいどうぞ

(柳瀬委員)

実は、福岡大学でもLED照明に転換しているのですが、LED照明に転換したことで、10%くらい電力が下がっている。それから空調も15年更新ということで15年経つと更新しているけども、空調もご存じかも知れませんが、文系センターというところで、あそこで空調を全部取り替えました。だいたい、30%くらいは節電になっていますので、こういう機器は効果的にはでているのだらうと思います。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございます。他に御意見、御質問ございましたらどうぞ。
門上委員。

(門上委員)

家庭用の太陽光発電の普及率が相当に上がっています。私のところも太陽光発電をしていますが、この夏でも太陽光発電で電気の大半をまかなうことが出来ます。

(環境保全課：吉川課長)

確かに太陽光発電はだいぶ普及してきていますので、その影響も受けていると思います。

(浅野会長)

他にございませんか。よろしゅうございませうか。もし委員の皆様方で御覧いただいて、ご不明な点がございましたら是非この後でも構いませんので、遠慮なく言っていただければ、なおさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは続きまして、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の改正について」です。お願いいたします。これは、前の審議会の方針をお示ししたことについて、どのような扱いをしたかということについてのご報告になります。事務局から御説明をいたします。

(環境保全課：吉川課長)

資料11の方をお願いいたします。「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の改正について」報告させていただきます。

報告案件につきましては、令和4年1月19日に環境審議会に諮問し、同年2月24日答申をいただいた事案になります。1枚めくっていただいたところに、詳細が書いておりますけれども、今回環境審議会からの答申を踏まえて、令和4年7月29日に県令条例施行規則の一部

を改正する規則を公布し、本年10月1日に施行することとしております。改正の内容は、大気汚染防止法で規制するボイラーの要件から伝熱面積が削除されることに伴い、県条例で規制するボイラーの要件を見直したものになります。概要は資料の中ほどの図に示しておりますが、今回の改正により、大気汚染に係るボイラーの規制は大気汚染防止法に一本化されることとなります。なお、法及び条例の規制から除外されるボイラーの排出ガス量は規制対象施設全体の2%前後であり、今回の改正により県内の環境への影響は軽微であるというふうに考えております。説明は以上です。

(浅野会長)

この件に関しては、前回1月、書面で決議をいただきましたが、案件そのものについては、図を使って御説明申し上げました。方針としては問題ないと答申をさせていただきましたので、それに基づいて条例の規則改正が行われましたということでございます。この件に関しては、もうすでに審議済でございますが、何か改めて御質問がございますでしょうか。よろしゅうございますか。では、これは御了承いただいたということにいたします。

最後になりますが、本年度の環境部主要事業についての御説明をいただきます。

(環境政策課：中垣課長)

環境政策課でございます。令和4年度の環境部の主要事業について、御説明させていただきます。

お手元資料の12を御覧ください。1ページをお願いいたします。令和4年度環境部主要事業事案をここに記載しています、1から9の事業のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。まず「脱炭素社会推進事業」です。予算額は令和3年度補正予算計上分を含めまして、総額で2億5000万円余でございます。

本県では、令和4年3月に改定しました県の地球温暖化対策実行計画において、「2030年度までに温室効果ガス2013年度比で46%削減という目標を設定しております。

この事業は、目標達成に向け、県・市町村・事業者及び県民の各主体の効果的な取組を推進するものです。

まず本県の率先的な取組として、県有施設における太陽光発電設備の設置や省エネルギーを進めるための調査を実施いたします。

次に市町村支援についてです。地域脱炭素化の推進に当たっては、市町村の役割が極めて大きくなります。このため、県では、市町村向けのセミナー、研修会等を開催しまして、多くの県内市町村が専門的な知識を習得し、脱炭素先行地域づくりに効果的に取組めるよう支援していきます。

3ページをお願いいたします。事業者支援についてでございます。まず、中小企業等を対象に、省エネ効果が期待できる既存設備の更新やLED等の機器の導入を支援する補助金を新たに創設し、県内事業者の脱炭素化を進めます。

また、中小企業等に対し、再エネ電力事業者や補助金の情報、脱炭素の先進事例等、脱炭素に向けた情報を積極的に発信していきます。

さらに、従来から実施していた「省エネ人材育成事業」及び「省エネ相談事業」は内容を見直し、拡充を図ります。

次に県民への広報・啓発についてでございます。脱炭素社会を実現するためには、県民の「食」、「住居」、「移動」など生活全体に関係する二酸化炭素排出量の大幅な削減が必要でございます。そのためには、県民の地球温暖化に対する危機意識を醸成するとともに、その対策への関心を高め、省エネルギー型ライフスタイルに向けた行動変容につなげていくことが重要でございます。

そこで、特に若い世代向けの啓発を強化するため、15秒のCM広告動画を数本作成しまして、多くの県民が視聴する街頭ビジョンや駅の大型ビジョン、SNSなどの若い世代向けのメディアなど、県内のありとあらゆる場所で配信を行いまして、県民、特に若い世代の行動変容を促進することを目指してまいります。

4ページをお願いいたします。「有害物質流出対策連携強化事業」です。予算額は1600万円余でございます。

この事業は、水質汚濁防止法で定める鉛、水銀などの有害物質等を使用・貯蔵している事業場について、地図情報システム（GIS）を活用したシステムを構築することにより、県、市町村、消防署、国の機関等が情報を共有し、災害や事故の際、迅速かつ適切な初動対応を可能とし、公共用水域の汚染及び健康被害の防止を図るものでございます。

5ページをお願いいたします。「プラスチック資源循環促進事業」です。予算額は1億900万円余でございます。

この事業は、国際的な海洋プラスチックごみ問題や、プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえ、プラスチックの資源循環の一層の促進を図るものです。

「ワンウェイプラスチックの使用削減」については、ふくおかプラスチック資源循環ネットワークの運営のほか、ふくおかプラごみ削減協力店の登録促進、福岡プラごみ削減キャンペーンを実施するものです。

次に「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」につきましては、使用済プラスチックのリサイクル施設整備に対する助成、自動車内装材等の再資源化スキームの構築のほか、本年度の新たな取組として、使用済プラスチックの回収・再資源化に関する実証事業の支援をすることとしております。

これは、クリーニングの衣類用カバーと医薬品のボトルを対象として、これらの排出者、収集運搬業者、リサイクル業者等のマッチングを行い、新たな自主回収・再資源化スキームの構築を実証事業として実施するものでございます。

次に「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」につきましては、大規模商談展示会でプラスチック代替品をPRするほか、本年度の新たな取組として、飲食店のテイクアウト容器の代替品への切替支援等を行うこととしています。

また、代替品を使用する店舗については、ステッカーの配布や SNS 等を活用した PR を実施します。

6 ページをお願いいたします。「食品ロス削減推進事業」です。予算額は 1400 万円余でございます。

この事業は、製造・流通から消費までの各段階で発生する食品ロスの削減のため、事業者・関係団体・県民・行政で構成する食品ロス削減推進協議会を中心として各主体での取組を促進し、循環型社会の実現を図るものでございます。

まず、「フードバンク活動の普及・促進」については、フードバンクへの食品提供者数を増加させるため、企業がフードバンクに新規に食品を提供する際の輸送費を支援するほか、継続的に食品を提供する企業にフードバンク協力企業証を贈呈することとしています。

また、家庭で余っている食品を持ち寄る活動であるフードドライブを促進するため、必要な資材の貸し出しやフードドライブの実施方法を示した手引を作成し、配布することとしております。

次に「食べもの余らせん隊の登録促進・取組拡大」については、これまで、登録対象としていた食品ロス削減に取組む県内の飲食店及び食料品小売店等に加え、新たな取組として、食品メーカー等を含む「食品ロス削減に取組む事業者」も登録対象に拡大し、食品メーカーと小売店等の事業者間の連携をマッチングして、その取組を情報発信いたします。

「県民への啓発・取組促進の強化」については、本年度新たに「食品ロス削減優良取組表彰」を創設し、県民への波及・啓発効果に優れた取組を表彰して、食品ロス削減の機運の醸成を図ります。

また、食品ロス削減の啓発を行う人材として「食品ロス削減マイスター」を地域の学習会等に派遣するなど、取組を強化してまいります。

7 ページをお願いいたします。「浄化槽整備促進事業」です。予算額は 4 億 9000 万円余でございます。

この事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、計画的な合併浄化槽の整備を図るもので、市町村が行う浄化槽整備事業に対し、県費による補助を行うものです。

令和 4 年度は、6 市町で市町村設置型の整備、45 市町村で個人設置型の浄化槽の整備を実施する予定です。

個人設置型においては、単独浄化槽、汲み取り便槽から合併浄化槽への転換を行う場合には、浄化槽設置費に加えまして、単独浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費の補助を行い、合併浄化槽への転換を促進させるものでございます。

8 ページをお願いいたします。河川ごみ実態把握調査・広報啓発事業」です。予算額は 2900 万円余でございます。

この事業は、海岸漂着物等の発生抑制に向けて、河川を経由して海洋へ流出するマイクロプラスチックを含めた河川ごみの実態把握及び回収方法を調査・検討し、市町村の河川ごみ回収につなげることをとしています。

また、河川におけるマイクロプラスチックを含めた河川ごみの発生抑制に資するテレビCM、動画を作成し、啓発することとしています。

9 ページをお願いいたします。「ワンヘルス推進野生動物 SFTS 感染状況調査事業」です。予算額は 600 万円余でございます。

西日本を中心に感染者報告数が年々増加傾向にあり、本県でも死亡例が確認されている人獣共通感染症の「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」について、感染拡大の要因の一つであります野生動物を対象に、SFTS ウイルスの感染状況を調査するものです。

SFTS は、主に、SFTS ウイルスを保有するマダニにかまれることで感染します。感染者は、発熱、頭痛、神経症状、呼吸不全等を引き起こし、致死率は 10%～30%となっています。

本事業では、シカ、イノシシ、アライグマから血液を採取し、SFTS ウイルス抗体の保有状況を検査することとしています。

また、調査結果に基づき、市町村、医療機関、県民等に対して情報提供や注意喚起を行うこととしています。

10 ページをお願いいたします。「アジア自治体間環境協力推進事業」です。予算額は 3700 万円余でございます。

この事業は、友好提携地域等の環境問題の解決のため、本県の環境技術やノウハウ等を活用し、環境協力事業を実施するものです。

国際環境人材育成事業では、ベトナム、タイ、中国、インドの環境分野の行政官を対象に、本県で培われてきた環境技術やノウハウに関する研修を行います。

次に、国際環境協力事業です。ベトナム・中央政府とは、ハノイ市以外のベトナム国内での福岡方式処分場の普及拡大に向け、引き続きフエ省での技術指導、3R 啓発支援を行います。

ベトナム・ハノイ市とは、県内企業と連携した環境技術の導入支援を実施致します。

タイ・中央政府とは、既に進行していますシーキウ市処分場続く、タイ国内での福岡方式の普及拡大等の支援を実施いたします。

タイ・バンコク都とは、3R 分野での住民への環境意識啓発支援を行います。

インド・デリー準州とは、大気汚染対策に係る協力に向けた協議を実施して参ります。

今年度新たに、福岡方式廃棄物最終処分場の構造や場内での水・空気の動きなどを英語、タイ語、ベトナム語で分かりやすく解説する動画を作成し、海外での福岡方式の導入を支援していきます。

11 ページをお願いいたします。「県内企業環境技術海外展開支援事業」です。予算額は 700 万円余でございます。

この事業は、本県で培われてきた環境技術を海外に発信し、県内環境関連企業の円滑な海外展開・ビジネスマッチングに繋げることを目的としております。

環境技術ビジネス WEB セミナーをベトナムとタイを対象国として、オンラインにて実施いたします。これは、県内企業が有する廃棄物処理、水・大気環境やエネルギー等に関する環境技術の情報を、現地の行政や企業の関係者に発信するものでございます。

また、ベトナムとタイで開催される国際環境展示会への県内企業の出展を支援いたします。

以上で、令和4年度環境部主要事業の概要の説明を終わります。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。御質問、御意見がございましたら、どうぞ遠慮なくご発言ください。渡邊委員どうぞ。お願いします。

(渡邊委員)

最後の2件ですけれども、とてもいい行為だと思うのですけれども、おそらく県の予算以外に国の予算からも申請して取られているのではないかなと思うのですけれども、それについて何か御説明ありませんか？

(環境政策課：中垣課長)

今、JICAの草の根事業であるとか、あるいは、委員の御指摘の通りですね、環境省が実施しております都市間連携事業という、国と国との関係で実施している事業、そういったところでも、県でも資金を活用しながら、その環境協力事業を行っているところでございます。

(渡邊委員)

それで、お願いなのですが、このような県外からの予算が分かればありがたい。国の予算などを獲得しているようなので、それぞれ区分けして示していただくと、県の努力が非常に見えやすいと思います。県以外の予算を取ってきているのは、県民に対して県が努力しているということを示すことになるのではないかと思います。

(浅野会長)

ありがとうございます。大事な御指摘だと思います。是非、県としてはどういう方法がいいのか検討すべきであると思います。

(環境政策課：中垣課長)

ありがとうございます。

(浅野会長)

他にございませんか。門上委員。どうぞ。

(門上委員)

色々な取組をされて、それを相乗効果にするというかたちで、書かれていますね。WEBやテレビのコマーシャルとかです。後は有害物質だったら、検索システムとかいうのがあ
るのですが、可能であれば、是非、環境審議会の方に示してください。そうすると、
我々の方でも確認できます。そういうことが分かるように、審議会委員には情報提供をお
願いしたいと思います。

(浅野会長)

はい。ご要望ということで承っておきます。井上委員。どうぞ、

(井上委員)

質問ですけれども、2ページの「脱炭素社会推進事業」について、この予算額が2つ書
いてありますよね。下を読むと令和3年度補正予算額というのは(1)に相当するところ
だと思うのですが、これは参考のための数字として、示しているものかという質問で
す。例えば他のページは全部総額を()の数字を合わせた額が書いてありますよね。令
和4年度に関して、計算してみると合っていると思うのですが、(2)から次のページ
(4)までの数字を合わせると令和4年度の予算額になっている。委託されている数字は
(1)の1億1400万円になっているのですが、これは参考のための数字として使い切っ
た額なんだというふうに理解してよろしいかという質問です。これが一つです。

(浅野会長)

質問は全部まとめて行ってください。井上委員。他の質問があれば。

(井上委員)

分かりました。それでこれに関するところなのですが、(1)のところで、1億
1400万円ぐらいの額が令和3年2月の補正予算として書いてあります。これは調査費とし
て、省エネ改修について調査して、調査結果は今後の効果的な施設改修につなげていくと
書いてあります。調査費用として1億1400万円位というのは妥当な数字なのですか。以上
です。

(浅野会長)

はい。質問の趣旨は分かりましたね。

(環境保全課：吉川課長)

環境保全課でございます。この資料につきましてはですね、委員御指摘の通り、昨年度の2月補正で1億1400万の予算をとっているのですが、これについては全て繰り越しということで、今年度から実際には調査に入ることになっていきます。

今、丁度こちらの可能性調査ということで、調査を実施しておりまして、その調査結果を基に取りまとめ等を今から行っていくということになります。

もう一つの4年度予算の方につきましては、先程、委員が御指摘されたとおり、(2)以降の分の合計となっております。今年度、年度当初から事業をずっと継続してやっているという状況となっております。

1億1400万の補正の予算につきましては、県内の県有施設全体の調査をするということで、かなり大掛かりな調査をやる予定にしております。実際に対象施設の方は700施設ある中からピックアップし、250施設くらいを更にピックアップすると、更にそのうちから30施設くらいは現地調査などを行なった上で、実際に省エネの改修はできるのか、もしくは太陽光発電は乗せられるのか。ということ、かなり多くの施設でチェックをしていくということで、必要な調査費用として必要な額ということになります。

(井上委員)

専門が違うので、そう言われればそうなのだろうというふうに理解しております。外注とかはされないのですか。これだと人件費を割くので。そういうことはないのですか。福岡県の職員の中だけで調査されるということなのでしょう。

(環境保全課：吉川課長)

こちらの詳細はですね、実際には外部の民間業者の方に委託しますので、委託先の方での人件費とか、というものも含まれている、ということになります。

(井上委員)

質問は分かりました。ありがとうございます。

(浅野会長)

他に御質問、御意見ございますか。ないでしょうか。

有害物質流出対策連携強化事業の動向をしっかりと整理する。これは大変必要な事業で考えますが。

(環境保全課：吉川委員)

こちらの事業につきましては、実際にこのシステムの方を作りましたら、例えば大雨とかで洪水が起きた際に、ある特定の事業場から有害物質が流れ出すとか、そういったふうな恐れがございます。それで、まずは全県的に、こういったところにこういった有害物質

を保管しているような場所があるのか、というのを地図上でプロットする。それに合わせて、その周辺の取水状況とか、河川の流域におけるどちらの方に流れていくとか、そういった情報を全部組み合わせまして、万が一事故が起きた時の影響範囲というのをある程度予測できるようにしたところで、関係市町村と関係行政機関こちらの方で常時情報を共有した上で、非常時に直ぐに対応できるようにしたいというのがこちらの地図の使い方になっています。

(浅野会長)

分かりました。市町村がちゃんと情報を使えるようになることが重要だと思います。他に何か御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。どうぞ伊澤委員。

(伊澤委員)

伊澤でございます。SFTSのことなのですが、状況調査ということでこの事業が必要であることについては問題ないと思います。ただ、実際には人間が山に行って感染し、そこからペットが、犬猫が代表的なものですが、感染して、その猫自体が死ぬということがありますので、希少野生動物の他にペット、愛護動物という視点をもう一つ入れていただきたいと思います。獣医師会などと連携してこの文言まで入れていただくと、人間との接点ももう少し解析できるのではないかと思います。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございます。次のステップについての御意見をいただきましたので、これは事務局としてはしっかり対応していただろうと思います。

(自然環境課：新課長)

自然環境課でございます。この事業は今年度初めてやる事業でございます。3年間調査をして、再来年までさせていただきたいというところでございます。実際のSFTSというのは、今、御指摘ありましたように、ペットから飼い主に移るということも報告されているところでございますので、今後はどういうふうに調査ができるのか検討していきたいなと考えているところでございます。

(浅野会長)

どうもありがとうございます。他に御意見ございませんでしょうか。

御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、これで本日の審議はすべて終了でございます。どうもありがとうございます。

(環境政策課：牧草企画広報監)

浅野会長、議事の進行ありがとうございました。委員の皆さまにおかれましては、熱心に御審議いただきました。誠にありがとうございます。当審議会の意見を十分に踏まえまして、今後の施策を進めて参りたいと思います。今後ともなお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願いいたします。

これを持ちまして、令和4年度第一回福岡県環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。